

2016年2月26日

春日井市教育委員会
木 股 哲 夫 様

春日井市教職員労働組合
執行委員長 小澤 邦子

割り振り変更の確実な実施に関する要求書

日々、春日井市内の教育について、ご尽力されてみえることに敬意を表します。

学校を取り巻く環境は厳しさを増し、それに伴い学校職員の勤務は多忙化の一途を辿っています。県教委が実施した今年度の在校時間調査でも、1か月の時間外勤務が80時間、100時間を超える職員数は、昨年度と比較しても、大きな変化は見られません。勤務の多忙化の解消が喫緊の課題です。

さて、ご承知のとおり給特法の施行通達において、教育職員には、労働基準法に定める変形労働時間制の活用により、勤務時間の割り振り変更を行うことで、原則、超過勤務を命じないようにすべきであるとしています。

今般、県教委が各市町教委に「勤務の割り振り変更簿調査」を実施し、泊を伴わない日常の割り振り変更簿の有無について調査をしたところ、春日井市教委は「職員室の黒板や学校支援ソフト（C4th）の掲示板に割り振り変更を記述している。」と県教委には回答し、春日井市教労との交渉では「変更についても確実に記録するよう校長会で指導する」と回答しています。

各学校では、校長が、児童生徒の登校時の「交通安全指導」や「挨拶運動」「資源回収」などで、やむを得ず時間外の勤務を命じることがありますが、そのときの時間外勤務をいつに割り振るかがあいまいになっています。

ある学校では、時間外勤務を命じた職員に対して、管理職が割り振り変更をいつ行うかを確認し、その結果を黒板に掲示して、確実に割り振り変更を実施できるようにしています。このような方法であれば、時間外勤務を命じられた職員は、割り振り変更日に他の職員に気兼ねすることなく早く帰ることができます。

校長が職員に時間外勤務を命じた場合は、「口頭」や「校長のメモ」などのあいまいなものではなく、確実に割り振り変更が実施できるように以下のことを要請します。

記

- 1 日常の時間外勤務に対して、職員室の黒板やC4thの掲示板に、時間外勤務を命じた日時、命じた職員名、勤務内容、割り振り変更を実施する日時を記載し、全職員が確実に割り振り変更を実施できるようにすること。